

仕様書

1 件名

万博に向けた機運醸成の取組み用 懸垂幕作成・設置業務委託

2 業務概要

2025大阪・関西万博の機運盛り上げを目的に、2025大阪・関西万博公式キャラクターデザインなどを使用した懸垂幕の作成・設置を行う。

3 仕様

- (1) 懸垂幕の仕様については別紙のとおり。
- (2) 懸垂幕のデザインデータについては、契約締結後発注者から提供する。
- (3) デザインの微修正・色校正および文字校正を1～2回程度とする。(画像データでも可とする。)なお、誤植等がある場合はこれに限らない。
- (4) 印刷については、2025大阪・関西万博の公式ロゴマーク等のレギュレーションを遵守し、印刷ムラが発生しないよう十分配慮してプリントを行うこと。

4 納入場所

大阪市鶴見区役所総務課(政策推進)
大阪市鶴見区横堤5-4-19

5 納入期限

令和7年5月30日(金)まで

6 経費の負担

本業務委託における費用の一切は、受注者の負担とする。

7 その他

- (1) 詳細および設置日について、事前に発注者と打ち合わせを行うこと。
- (2) 設置の際はヘルメット・ハーネス等を着用し、安全に十分配慮すること。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者の間で協議する。
- (4) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付けない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (5) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「04-04-01:デザイン企画印刷」で登録されていること。

8 担当

鶴見区役所総務課(政策推進) 田中・石松
電話 (06)6915-9176

(別紙1) 万博に向けた機運醸成の取組み用 懸垂幕デザイン案

■サイズ: W1,000×H10,700(mm)

■素材: ターポリン

■色: フルカラー、インクジェット印刷

■加工: 周囲縫込加工、ハトメ加工(※ハトメと同本数の止め紐も作成すること。)、

防炎加工(防炎加工済みとわかるようなラベル等の貼付)

ハトメピッチ 7等分 (図1参照)

止め紐(屋外使用に耐えうる(対候性・耐久性のある)もので、一般的に使用されるもの)

■枚数: 1枚

■デザイン: イメージは多少変わる可能性があります。(図2参照)

図1

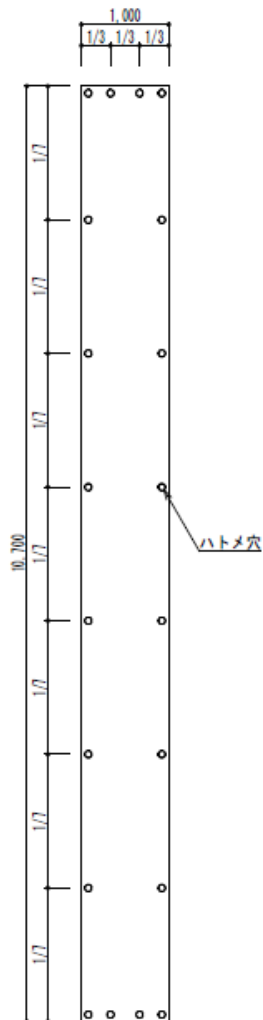


図2



再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等(以下「再委託先等」という)から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託(以下「再々委託等」という)するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：06-6615-7965